

福岡県農業近代化資金事務取扱要領

平成 14 年 9 月 30 日 14 経金第 107 号

福岡県農政部長通知

最終改正 令和 6 年 4 月 9 日 6 団指第 15 号

第 1 趣 旨

農業近代化資金は、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営の展開を図るのに必要な資金であって、農業協同組合系統融資機関をはじめとする民間融資機関が貸し付ける資金について、利子補給を行う措置を講ずることにより、食料・農業・農村基本法(平成 11 年法律第 106 号)の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資することを目的とするものである。

この要領は、本県における農業近代化資金の融通に関する事務の具体的な取扱いについて農業近代化資金融通法(昭和 36 年法律第 202 号)、農業近代化資金融通法施行令(昭和 36 年 11 月 10 日政令第 346 号)、農業経営改善関係資金基本要綱(平成 14 年 7 月 1 日 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知)、クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について(平成 19 年 3 月 30 日 18 経営第 7836 号農林水産省経営局長通知)、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成 17 年 4 月 1 日 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知)に基づき定めるものであり、福岡県農業近代化資金利子補給規程(昭和 37 年福岡県告示第 68 号。以下「規程」という。)及び福岡県農業経営改善関係資金事務取扱要領(平成 14 年 9 月 30 日 14 経金第 105 号農政部長通知。以下「基本要領」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 農業近代化資金の内容

1 貸付対象者

農業近代化資金の貸付対象者は、次のとおりとし、その要件は、別表 1 のとおりとする。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、法人等でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものは貸付対象者とししないものとする。

(1) 農業(畜産業及び養蚕業を含む。)を営む者

- ア 認定農業者
- イ 認定農業者である法人の構成員等
- ウ 認定新規就農者
- エ 農業参入法人
- オ 主業農業経営者
- カ 目標地区に位置付けられた者及び継続的農地利用者
- キ 家族農業経営者
- ク 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成 18 年法律第 88 号)第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織(以下「担い手経営安定法に定める組織」という。)
- ケ 農業を営む任意団体

(2) 農業協同組合

(3) 農業協同組合連合会

(4) その他法人等

- ア 農事組合法人
- イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会
- ウ 土地改良区及び土地改良区連合
- エ たばこ耕作組合
- オ 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- カ 農住組合
- キ 農業振興一般社団法人等
- ク 株式会社、持分会社
- ケ その他任意団体

2 融資機関

農業近代化資金の融資機関は、次のとおりとする。

- (1) 農業協同組合
農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合連合会
農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せて行う農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 銀行
- (5) 株式会社商工組合中央金庫
- (6) 信用金庫及び信用金庫連合会
- (7) 信用協同組合並びに協同組合連合会

3 資金使途

農業近代化資金の資金使途は、次のとおりとし、その内容及び資金使途毎の貸付対象者は、別表2のとおりとする。

- (1) 建構築物等造成資金
- (2) 果樹等植栽育成資金
- (3) 家畜購入育成資金
- (4) 小土地改良資金
- (5) 長期運転資金
- (6) 農村環境整備資金
- (7) 大臣特認資金

4 貸付限度額及び融資率

農業近代化資金の貸付限度額及び融資率は、別表3のとおりとする。

5 償還期限、据置期間

農業近代化資金の償還期限、据置期間は、別表4のとおりとする。

6 償還方法

農業近代化資金の償還方法は、別表5のとおりとする。

7 貸付利率

農業近代化資金の貸付利率は、規程のとおりとする。

8 利子補給補助

(1) 利子補給の相手方

農業近代化資金に係る県の利子補給を受ける相手方は、県と利子補給契約を締結しており、第3の2の④の利子補給承認に基づいて農業近代化資金を貸し付けた融資機関とする。

ただし、融資機関でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものには利子補給を行わないものとする。

なお、本県と利子補給契約を締結している融資機関は、次のとおりである。

区 分	融資機関名			
(1) 農業協同組合	宗像農業協同組合 粕屋農業協同組合 福岡市東部農業協同組合 福岡市農業協同組合 糸島農業協同組合 田川農業協同組合 三潴町農業協同組合 福岡大城農業協同組合	みい農業協同組合 久留米市農業協同組合 北九州農業協同組合 直鞍農業協同組合 福岡嘉穂農業協同組合 福岡県畜産農業協同組合 福岡県花卉農業協同組合 ふくおか県酪農業協同組合	福岡八女農業協同組合 柳川農業協同組合 南筑後農業協同組合 福岡京築農業協同組合 筑紫農業協同組合 筑前あさくら農業協同組合 にじ農業協同組合	
(2) 農業協同組合連合会	福岡県信用農業協同組合連合会			
(3) 農林中央金庫	農林中央金庫福岡支店			
(4) 銀行、信用金庫及び信用協同組合	福岡銀行 筑邦銀行	西日本シティ銀行 遠賀信用金庫	大川信用金庫 福岡ひびき信用金庫	筑後信用金庫 北九州銀行

(2) 利子補給率

農業近代化資金の利子補給率は規程のとおりとする。

9 貸付利率及び利子補給率の適用

- (1) クイック融資を利用して利子補給承認前に貸付実行する場合
当該実行日における貸付利率及び利子補給率を適用する。
- (2) 上記以外の場合

7の貸付利率は、第3の2の④の利子補給承認通知を行った日(以下「承認日」という。)と第3の2の⑥の貸付実行を行った日(以下「実行日」という。)それぞれの日における貸付利率を比較し、低い方を適用する。

利子補給率は規程のとおりとし、承認日と実行日の貸付利率が同率で規程で定める基準金利が相違する場合は、基準金利の低い方を適用し利子補給率を決定する。

ただし、10の(2)の認定農業者の特例を適用する場合にあっては、上記にかかわらず下記の表のとおりとする。

7の貸付利率 承認日の貸付利率と実行日の貸付利率 とを比較する	10の(2)の(7)の認定農業者の特例利率 (農業経営基盤強化資金の貸付利率) 承認日の特例利率と実行日の特例利率 とを比較	左の2欄の条件における 貸付利率の適用基準日
承認日 の貸付利率 > 実行日 の貸付利率 (以下、承認日>実行日等と表記する。)	承認日 の特例利率 > 実行日 の特例利率 (以下、承認日>実行日等と表記する。)	実行日の貸付利率を適用 (以下、実行日を適用等と表記する。)
承認日 > 実行日	承認日 = 実行日	実行日を適用
承認日 > 実行日	承認日 < 実行日	実行日を適用
承認日 < 実行日	承認日 > 実行日	実行日を適用
承認日 < 実行日	承認日 = 実行日	承認日を適用
承認日 < 実行日	承認日 < 実行日	承認日を適用
承認日 = 実行日	承認日 > 実行日	実行日を適用
承認日 = 実行日	承認日 < 実行日	承認日を適用

10 貸付利率等の特例について

- (1) 重点資金の特例

規程第2条第2項に掲げる表の第1項から第5項に区分される農業近代化資金の利子補給率及び貸付利率は規程のとおりとし、その他の貸付条件は特例を適用しない一般の農業近代化資金と同一とする。

- (2) 認定農業者が、農業経営改善計画等に即して農業近代化資金を借り入れる場合(別表2において、資金使途が(7)大臣特認資金に該当するもののうち、資金使途の内容がア～ウに該当するものを除く。)は、次の特例措置が講じられている。

- (7) 利子補給率及び貸付利率の特例

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「利子助成事業実施要綱」という。)に基づく公益財団法人農林水産長期金融協会(昭和39年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人。以下「農林水産長期金融協会」という。)からの利子助成により、実際に認定農業者が負担することとなる農業近代化資金の貸付利率の水準が、償還期限に応じて、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の貸付利率の水準に引き下げられる。

なお、この利子助成は、貸付額(注)が個人にあっては、1,800万円、法人にあっては、3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

(注) 利子助成の対象となる貸付額は、農業近代化資金融通措置要綱(平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知)、同要綱による廃止前の認定農業者育成推進資金融通措置要綱(平成10年4月8日付け10農経A第321号農林水産事務次官依命通知)及び認定農業者育成確保資金融通措置要綱(平成13年5月1日付け13経営第357号農林水産事務次官依命通知)に定める資金の貸付残高を通算するものとする。

また、平成19年度から平成21年度に利子補給承認を受けた融資額500万円超の資金について助成率を特に大きくし、末端金利を無利子とするよう措置される。ただし、(5)又は(6)の要件を満たす資金はこの措置の対象としないものとする。

さらに、平成22年4月23日から平成24年3月31日までの間に利子補給承認を受けた融資額500万円超の資金については、貸付当初5年間に限り、末端金利を無利子とするよう(ただし、2

％を上限とする。)措置される。ただし、主食用米の生産に供する農地、施設又は機械の取得、改良又は造成のために融通される資金については、米の所得補償交付金（農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）の第7の1に規定する事業）の交付対象者のみが本措置の適用を受ける。また、国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の残額融資はこの措置の対象としないものとする。

(4) 融資率の特例

融資率は、100分の100以内とする。

(3) 水田構造改革対策の特例

規程第2条第2項に掲げる表の第3項に区分される農業近代化資金の利子補給率及び貸付利率が適用される額は、1,800万円以内とする。また、その他の貸付条件は特例を適用しない一般の農業近代化資金と同一とする。

(4) 担い手経営安定法に定める組織の特例

担い手経営安定法に定める組織が農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借り入れる場合（別表2において、資金使途が（7）大臣特認資金に該当するもののうち、資金使途の内容がア及びイに該当するものを除く。）は、次の特例措置が講じられている。

なお、この特例措置は、貸付額が3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

(7) 利子補給率及び貸付利率の特例

平成20年度から平成21年度までに利子補給承認を受けた融資額500万円超の資金については、農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業実施要綱に基づき、農林水産長期金融協会からの利子助成により、実質金利が2.0パーセント引き下げられるよう措置される。

なお、実質金利が2.0パーセント以下である場合、末端金利が実質無利子とされる。

(4) 融資率の特例

融資率は、100分の100以内とする。

(5) 省エネルギー・低コスト経営に係る認定農業者の特例

平成20年11月1日から平成22年3月31日までの間に、認定農業者が省エネルギー施設の導入等によってコスト低減化を図るために借り入れる資金について、利子補給承認を受けた融資額500万円超の資金については、認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に基づき、認定農業者等経営支援基金からの利子助成により、実質金利が2.0パーセント引き下げられるよう措置される。

なお、実質金利が2.0パーセント以下である場合、末端金利が実質無利子とされる。

(6) 雇用創出経営に係る認定農業者の特例

平成21年6月15日から平成22年3月31日までの間に、認定農業者が新たな雇用の創出に結びつく設備投資等により経営改善を図るため借り入れる資金について、利子補給承認を受けた融資額500万円超の資金については、認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に基づき、認定農業者等経営支援基金からの利子助成により、実質金利が2.0パーセント引き下げられるよう措置される。

なお、実質金利が2.0パーセント以下である場合、末端金利が実質無利子とされる。

(7) 豪雨等による被災農業者等の特例

(7) 農林水産長期金融協会による利子助成

令和5年5月28日から7月20日までの豪雨および暴風雨、令和5年8月12日から同月17日までの暴風雨により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたものが借り入れる令和7年3月31日までに県の利子補給承認が行われた資金については、利子助成事業実施要綱に基づき、農林水産長期金融協会からの利子助成により、貸付当初5年間に限り、貸付利率を無利子とするよう（ただし、2％を上限とする。）措置される。

(4) 平成24年7月九州北部豪雨災害被災者、平成29年7月九州北部豪雨災害被災者、平成30年7月豪雨災害被災者、令和元年8月大雨災害被災者、令和2年7月豪雨災害被災者、令和3年8月大雨災害被災者及び令和5年梅雨前線豪雨災害被災者に係る特例

平成24年7月九州北部豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年8月大雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月大雨又は令和5年梅雨前線豪雨により被害を受け、

資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたものが借り入れる農業施設等災害復旧資金融通措置要綱（平成 24 年 10 月 4 日付け 24 団指第 1220 号福岡県農林水産部長通知。以下「災害復旧資金要綱」という。）に基づき利子補給承認を受けた資金（以下、「災害復旧資金」という。）についての取扱いは、次のとおりとする。

- a 一貸付決定あたりの最低限度額は設けない。
- b 融資率は 100 分の 100 以内とする。
- c 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 2 項により指定された地域とする。）の農用地区域外の区域及び市街化区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定による市街化区域をいう。）内の農地における事業についても対象とすることができるものとする。
- d 第 6 の規定にかかわらず、国、県及び市町村の補助を受ける事業（国、県及び市町村が団体等をとおして間接的に助成する場合を含む。）における自己資金を借り入れる場合であっても、利子補給を行う。
- e 災害復旧資金の利子補給率及び貸付利率は、災害復旧資金要綱第 4 条及び第 5 条のとおりとする。
- f 既に融資対象事業に着手している場合、借入希望者は、第 3 の 2 の①の借入申込書及び添付書類に農業近代化資金利子補給申請前着済届（様式第 16 号の 2）を添えて、県（農林事務所）へ提出するものとする。この場合、借入希望者は、県の審査の結果、利子補給不承認となっても、いっさい異議は申し立てないものとする。

(8) 担い手経営発展支援金融対策事業に係る特例

認定農業者等が、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、日EU経済連携協定、日米貿易協定、日英包括的経済連携協定及び地域的な包括的経済連携協定の発効等による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むため借り入れる資金については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 経営第 2598 号農林水産事務次官依命通知。以下「経営発展支援金融対策事業実施要綱」という。）に基づき、担い手経営発展支援基金からの利子助成により、実質金利が 2.0%引き下げられるよう措置される。

なお、実質金利が 2.0%以下である場合、末端金利が実質無利子とされる。

第 3 農業近代化資金の貸付手続き等

1 借入申込書提出までの手続き

第 2 の 1 の(1)に定めるものが、①の借入申込書兼債務保証委託申込書又は借入申込書（以下、「借入申込書」という。）を融資機関へ提出するまでの手続きについては、基本要領のとおりとする。

2 貸付手続き等

借入希望者が融資機関へ借入申込書を提出してから融資機関が農業近代化資金の融資を実行するまでの手続き及び融資実行後の繰上償還の手続き等については次のとおりとする。（別紙）

なお、融資機関は、原則的に、①の借入申込書の提出を受けた後、⑤の貸付決定までの手続きを 2 ヶ月以内で完了するものとする。

また、クイック融資に係る手続きについては、⑬のとおりとする。

①借入申込書の提出

借入希望者は、(1)に定める様式の借入申込書に、(2)に掲げる書類を添付のうえ、融資機関へ提出する。

なお、借入申込は、一貸付決定案件毎に行うものとする。

(1) 借入申込書の様式

- a 借入希望者は、様式第 1 号又は様式第 2 号に様式第 1 号の 2 を添付のうえ提出する。
- b 第 2 の 1 の(1)に定めるもの以外は、様式第 1 号又は様式第 2 号に団体の概要（様式第 3 号）を添付のうえ提出する。

なお、借入申込書等の様式について、県要領に規定する様式第 1 号、様式第 1 号の 2 及び様式第 2 号を参考にして融資機関が定める様式を使用することは差し支えないものとする。

(2) 添付書類

- a 見積書
- b 事業実施場所の(機械にあつては、保管場所)位置図
- c 施設等を設置する場合は、構造図、平面図、側面・正面・背面図及び配置図
- d 機械、機器等を導入する場合は、カタログ等及び配置図
- e 機械、施設等を共同で利用する目的で導入する場合は、その管理運営規則

②特別融資制度推進会議の認定

特別融資推進会議の認定については、基本要領のとおりとする。

③利子補給承認申請

融資機関は、農業近代化資金を融資しようとするときは、農業近代化資金利子補給承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付のうえ、県(農林事務所)に対し、利子補給承認申請を行う。(添附書類)

- a 借入申込書の写し
- b 借入申込書に添付された書類の写し
- c その他借入申込に係る参考となる資料
- d 貸付限度額について農林水産大臣の承認を要するものについては、農業近代化資金融通法第2条第3項第1号の規定による承認申請書(様式第6号)
- e 水田農業の特例の適用を受けようとするものについては水田構造改革対策の特例の適用対象者確認調書(様式第4号-2)

なお、利子補給承認申請書の提出先は、第2の2の(1)に定める融資機関(農業協同組合)は、農林事務所に、その他の融資機関は県団体指導課とする。

④利子補給承認通知

県(農林事務所)は、利子補給承認申請の内容が農業近代化資金利子補給承認基準(別表6)に合致しており、かつ、農業近代化資金を融資することが適切であると認めたときは、借入希望者が第2の1ただし書に該当しないことを確認のうえ、融資機関に対し、農業近代化資金利子補給承認通知書(様式第5号)を交付するものとする。

⑤貸付決定等

(1) 融資機関は、①から④の手続きが完了し、融資を行うことを決定したときは、借入希望者に対し、貸付決定の通知をする。(様式任意)

(2) 融資機関は、⑪から⑬の手続きが完了したときは、借受者に対し、貸付決定の取消通知をする。(様式任意)

⑥貸付実行

融資機関は、④の利子補給承認に係る貸付実行予定日の1ヶ月前(貸付実行予定日が貸付決定日から1ヶ月以内であるときは、貸付決定日から貸付実行予定日の2ヶ月後(以下「貸付実行期間」という。)までに、貸付決定の範囲内で貸付実行するものとし、その資金の貸付けについては、次に掲げる貸付金の貸付時期等に基づいて行うものとする。

この場合、融資機関は、貸付実行(貸付実行を行ったもののうち未貸付分について、貸付け又は繰上償還手続きを行った場合を含む。)を行った月の翌月7日までに、県(農林事務所)へ農業近代化資金貸付実行報告書(様式第7号)を提出するものとする。(償還予定表を添付)

なお、特別の事情がある場合は、貸付実行期間以外の貸付実行も可能であるが、利子補給承認日から6ヶ月以内に貸付実行(貸付けを数回に分けて行う場合は、初回貸付実行をいう。)するものとする。ただし、補助を受ける事業に係る融資は、利子補給承認日から1年を期限として貸付実行できるものとする。貸付実行期間以外の貸付実行を行う場合、融資機関は、事前に県(農林事務所)へその理由を付して届け出るものとする。(様式任意)

(貸付金の貸付時期等)

a 融資機関は、借入希望者が貸付決定に係る事業費の支払を要する等、真に資金を必要とする時期に、必要とする額を、千円単位で貸付け、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

したがって、融資機関は、一貸付実行に係る貸付けを数回に分けて行う必要があるときは、貸付金留保口座等を活用し、必要な都度、千円単位で貸付けるものとする。

なお、融資機関は、「資金を必要とする時期」及び「必要とする額」については、貸付対象事業の請負業者が発行する請求書あるいはこれに準ずる書類等で確認するものとする。

b 貸付金は、原則的に借入希望者の同意を得たうえで、融資機関から貸付対象事業の請負業者等に対し、借受者の自己資金分と合わせて、口座振替等の方法により支払うものとする。この場

合、融資機関は、貸付金と借受者の自己資金分を管理する方法として、借受者の別口座を活用することが望ましい。

なお、融資機関から貸付対象事業の請負業者等への支払いによる方法が困難な場合、融資機関は、借入希望者に対し、貸付金を支払うものとするが、この場合、借受者は、その貸付けを受けた後、1ヶ月以内にその支払いを行うものとする。

- c 融資機関は、貸付実行を行ったものの一部について、貸付けが不要となったときは、速やかに繰上償還に係る手続きを行うものとする。
- d 融資機関は、貸付実行を行った日から1年以内に貸付けを完了するものとする。
- e 融資機関は、利子補給承認に係る事業費が減少したこと等によって、融資率が第2の4の融資率を超えることとなる場合は、その超える部分についてあらかじめ減額のうえ、貸付けるものとする。

⑦繰上償還

融資機関は、借受者から繰上償還の申し出があったときは、速やかに繰上償還に係る手続きを行うものとする。

この場合、融資機関は、繰上償還(貸付実行を行ったものの一部の貸付けが不要となり繰上償還手続きを行った場合を除く。)が行われた月の翌月の7日までに、県(農林事務所)へ農業近代化資金繰上償還報告書(様式第8号)を提出するものとする。(一部繰上償還の場合は千円単位での繰上償還を行うものとし、繰上償還後の償還予定表を添付)

⑧償還方法の変更

融資機関は、借受者から償還方法の変更の申し出があり、必要やむを得ないと認めるときは、速やかに償還方法の変更に係る手続きを行うものとする。

この場合、融資機関は、償還方法の変更を行った月の翌月の7日までに、県(農林事務所)へ農業近代化資金償還方法変更報告書(様式第9号)を提出するものとする。(償還方法変更後の償還予定表を添付)

なお、償還期限、据置期間の延長に係る変更については、利子補給変更承認が必要である。

⑨利子補給変更承認申請

借入希望者(借受者)は、④の利子補給承認について、(1)に掲げる変更を要するときは、速やかに融資機関へ申し出るものとする。

この場合、融資機関は、変更に係る内容が必要やむを得ないと認めるときは、農業近代化資金利子補給変更承認申請書(様式第10号。ただし、事業内容の変更等に係るもので、添付書類のみが変更になり、利子補給承認通知書の内容は変更にならない利子補給変更承認申請については、様式任意)に、(2)に掲げる書類を添付のうえ、県(農林事務所)に対し、利子補給変更承認申請を行う。

ただし、貸付利率及び利子補給率については、変更しないものとする。

(1) 利子補給変更承認を要するもの

(融資対象事業が完了までの間)

- a 事業内容が変更になるとき
- b 融資必要額が増加するとき

(注)融資必要額が増加するときとは、工事の着工後やむを得ない事情により総事業費が上回り、当初の借入予定額では、事業の目的が達成できない場合等であり、新たな事業の追加は、別途利子補給承認申請を行うこと。

- c 融資必要額が3割以上減少するとき
- d 償還期限、据置期間を延長するとき

(融資対象事業完了後、融資完済までの間)

- a 償還期限、据置期間を延長するとき
- b 施設の構造等を変更するとき

(2) 添付書類

- a 農業近代化資金利子補給承認通知書の写し
- b 変更理由書(様式任意)
- c 利子補給承認申請時に添付した書類の変更に該当するもの

⑩利子補給変更承認通知

県(農林事務所)は、利子補給変更承認申請の内容が必要やむを得ないと認めるときは、融資機

関に対し、農業近代化資金利子補給変更承認通知書(様式第 11 号。ただし、事業内容の変更等に係るもので、利子補給承認通知書の内容は変更にならない利子補給変更承認通知については、様式任意)を交付するものとする。

⑪利子補給承認取消申請

融資機関は、④の利子補給承認後から⑥の貸付実行日までの期間において、借受者から借入の辞退の申し出又は法令等に違反した事項等がある場合は、県(農林事務所)に対し申し出るものとし、速やかに農業近代化資金利子補給承認取消申請書(様式第 12 号)を提出するものとする。

⑫利子補給承認取消通知

県(農林事務所)は、利子補給承認取消申請の内容が適切であると認めるときは、融資機関に対し、農業近代化資金利子補給承認取消通知書(様式第 13 号)を交付するものとする。

⑬クイック融資に係る事務手続

クイック融資の貸付決定及び貸付実行については上記⑤、⑥に関わらず下記のとおりとする。

融資機関は、クイック融資に係る融資審査及び特別融資推進会議からの委任に係る資金計画の認定審査を行った結果、その資金計画を認定した場合は、借入希望者にその旨を通知し、貸付に係る必要書類の提出を受けた後に貸付決定及び貸付実行を行うこととする。(基本要綱参照)

ただし、県の利子補給承認前に貸付を行う場合には、上記③に規定する利子補給承認申請書の提出、借入希望者に対する県の利子補給が承認されない場合の貸付利率変更の可能性についての説明及び農業近代化資金利子補給承認前着手届(様式第 16 号)の徴求を条件とする。

またクイック融資を利用した融資の貸付決定が行われたことについての連絡を、当該決定日の属する営業日中に県(農林事務所)に対し行うものとする。その際、関係書類については FAX 等を利用して県(農林事務所)に送信し、後日原本を郵送するものとする。

3 利子補給承認申請及び承認通知の時期

(1) 第 2 の 2 の(1)に定める融資機関(農業協同組合)が申請する場合

利子補給承認申請は、農林事務所毎に毎月 1 回、20 日頃に開催する審査会時に受け付けるものとする。各月の審査会開催日時については、毎月 10 日頃に農林事務所から農業協同組合へ連絡することとする。

農林事務所は、原則的に審査会開催の翌月 1 日(休日の場合はその翌日)に利子補給承認を行うものとする。

ただし、農林事務所が必要があると認めるときは、別途、審査会を開催し、利子補給承認を行うことができる。

また、クイック融資に係る利子補給承認申請時期については第 3 の 2 の⑬のとおりとする。

(2) 第 2 の 2 の(2)から(4)に定める融資機関が申請する場合

利子補給承認申請は、随時受け付けるものとし、原則的にその受付から 20 日以内に利子補給承認を行うものとする。

(3) 貸付限度額について農林水産大臣の承認を要するものの承認時期

貸付限度額について農林水産大臣の承認を要するものの利子補給承認は、農林水産大臣の承認後速やかに行うものとする。

4 融資実行後の手続き

(1) 融資機関による事業完了の確認

借受者は、2 の⑥のとおり、農業近代化資金の貸付けを受けた後、1 ヶ月以内にその支払いを行うものとし、その支払い完了後(融資機関からの貸付けが複数回にわたる場合は、すべての支払い完了後)2 週間以内に、融資機関へ農業近代化資金融資対象事業完了届(様式第 14 号)を提出するものとする。

融資機関は、この提出を受けた場合、貸付対象に係る施設、設備等の事業完了を確認するとともに、貸付対象事業の請負業者が発行する領収書あるいはこれに準ずる書類等で融資した農業近代化資金の支払いを確認するものとする。

なお、融資機関は、この確認の結果、法令等に違反した事項等がある場合は、速やかに繰上償還等の改善措置をとるものとする。

(2) 貸付完了報告

融資機関は、(1)の事業完了の確認をした翌月の 7 日までに、県(農林事務所)へ、農業近代化資金貸付完了報告書(様式第 15 号)を提出するものとする。

(3) 貸付使途調査

県(農林事務所)は、(2)の提出を受けたものについて、調査を行うことができるものとする。

この場合、県(農林事務所)は、あらかじめ、融資機関に対し、調査対象及び調査日時等について通知するものとし、融資機関は、借受者に対し、この旨を通知するものとする。

借受者及び融資機関は、この調査に協力するものとし、必要があるときは、調査に立会するものとする。

なお、融資機関は、この調査の結果、法令等に違反した事項等があると指摘された場合は、速やかに繰上償還等の改善措置をとるものとする。

5 融資対象事業の着手時期等

借入希望者は、原則的に、県の利子補給承認後に融資対象事業に着手するものとする。このため、借入希望者は、利子補給承認までの期間を考慮して借入申込を行うものとする。

この場合の、「融資対象事業に着手」とは、建物であれば、建設工事の開始、機械設置であれば、当該機械の据付等をいい、融資対象外の土地取得、整地工事、地鎮祭、請負契約、機械の発注等は、融資対象事業の着手には該当しない。

なお、次に掲げる場合等、真にやむを得ない事由がある場合、借入希望者は、農業近代化資金利子補給承認前着手届(様式第16号)に融資機関の意見を附して、基本要領の第4の①の借入申込希望書兼経営改善資金計画書を添えて、県(農林事務所)へ提出のうえ、融資対象事業に着手することは差し支えない。ただし、この届を提出後、1ヶ月以内に第3の2の①の借入申込書を融資機関へ提出するものとする。この場合、借入希望者は、県の審査の結果、利子補給不承認となっても、いっさい異議は申し立てないものとする。

(事前着手が認められる事由例)

- a 既存の機械、施設等が故障し、作付時期等の関係で、利子補給承認まで待てない場合
- b 天災等 a に準ずる場合
- c クイック融資を利用する場合
- d 補助残融資に係るもので、補助金の決定の遅れ等のため、事業効果の減退をきたす恐れがある場合

6 市町村が行う利子補給に係る承認の手続き

融資機関又は借入希望者は、農業近代化資金に対し市町村が別途利子補給を行っている場合、その承認手続については、それぞれの市町村の規定等の定めるところにより別途行うものとする。

第4 農業近代化資金利子補給金の交付申請手続き等

1 交付申請手続き

融資機関は、規程第6条に規定する農業近代化資金の利子補給金交付申請については、農業近代化資金利子補給金交付申請書(様式第17号)及び融資機関役員名簿(様式第18号)を次に掲げるとおり提出するものとする。

(交付申請書の提出先、提出部数及び提出期限)

- a 第2の2の(1)に定める融資機関(農業協同組合)が申請する場合
 - 提出先 農林事務所
 - 提出部数 2部
 - 提出期限 農林事務所毎に開催する利子補給金交付申請審査会日
- b 第2の2の(2)から(4)に定める融資機関が申請する場合
 - 提出先 県団体指導課
 - 提出部数 1部
 - 提出期限 規程第5条に規定する上期分については、7月31日、下期分については、翌年1月31日

2 利子補給金の支払い

県は、融資機関に対し、規程第6条の規定に基づき、農業近代化資金の利子補給金を交付するものとする。

第5 農業近代化資金利子補給承認状況等の報告

1 利子補給承認等状況報告

農林事務所長は、第3の2の④の利子補給承認通知、第3の2の⑩の利子補給変更承認通知(任

意様式による利子補給変更承認通知を除く。)又は第3の2の⑫の利子補給承認取消通知を行ったときは、速やかに、団体指導課長へ、その承認通知書又は承認取消通知書の写しを添付のうえ報告するものとする。

2 農業信用基金協会へ利子補給承認通知書等の写し送付

農業信用基金協会への送付

農林事務所長は、第3の2の④の利子補給承認通知、第3の2の⑩の利子補給変更承認通知又は第3の2の⑫の利子補給承認取消通知を行ったときは、速やかに、福岡県農業信用基金協会へ、その承認通知書又は承認取消通知書の写しを送付するものとする。

3 貸付実行等状況報告

農林事務所長は、第3の2の⑥の貸付実行報告、⑦の繰上償還報告及び⑧の償還方法変更報告を取りまとめ、速やかに、団体指導課長へ、その報告書の写しを添付のうえ報告するものとする。

4 利子補給金交付申請書の進達

農林事務所長は、第4の利子補給金交付申請書の提出を受けたときは、その申請書を取りまとめ、団体指導課長の指定する期日までに、団体指導課長へ進達する。

第6 補助残融資にかかる農業近代化資金の取扱について

農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第2条第3項第1,2,3号をすべて満たし、かつ、国、県及び市町村の補助を受ける事業(国、県及び市町村が団体等をとおして間接的に助成する場合を含む。)における自己資金を法第2条第2項各号に掲げる融資機関から借り入れる場合(以下「補助残融資」という。)は、これを利子補給を行わない農業近代化資金の貸付と認めるものとする。ただし、災害復旧資金要綱第3条に規定する農業者に対する、災害復旧資金要綱第7条の期間の貸付についてはこの限りではない。

この際、補助残融資に係る貸付利率は規程に拘わらず、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドラインの制定について(農林水産省経営局長通知、平成17年4月1日付け16経営第8870号)第3利子補給の措置についての2利子補給率(3)に基づき通知される基準金利(以下「基準金利」という。)以内とする。

また、承認に係る手続きについては本要領第2から第5までのとおりとする。ただし、農業近代化資金利子補給承認申請書等各種様式にあつて「利子補給」とあるものについては「貸付」と訂正し使用するものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月1日以降に利子補給承認する農業近代化資金から適用する。

附 則(平成15年3月25日14経金第193号福岡県農政部長通知)

この要領は、平成15年3月25日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、平成15年3月4日から適用する。

附 則(平成15年4月14日15経金第11号福岡県農政部長通知)

この要領は、平成15年4月14日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成15年5月6日15経金第31号福岡県農政部長通知)

この要領は、平成15年5月6日から施行する。

附 則(平成15年12月1日15経金第146号福岡県農政部長通知)

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年5月7日16経金第117号福岡県農政部長通知)

この要領は、平成16年5月7日から施行する。

附 則(平成 16 年 8 月 26 日 16 経第 1207 号福岡県農政部長通知)

この要領は、平成 16 年 8 月 26 日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 16 年 10 月 15 日 16 経第 1909 号福岡県農政部長通知)

この要領は、平成 16 年 10 月 15 日から施行する。

附 則(平成 17 年 8 月 24 日 17 経第 955 号福岡県農政部長通知)

この要領は、平成 17 年 9 月 2 日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 8 月 13 日 17 経第 2906 号福岡県農政部長通知)

この要領は、平成 17 年 12 月 13 日から施行する。

附 則(平成 18 年 5 月 9 日 18 経第 269 号福岡県農政部長通知)

この要領は、平成 18 年 5 月 9 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 7 日 19 経第 267 号福岡県農政部長通知)

この要領は、平成 19 年 5 月 7 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日 19 経第 4123 号福岡県農政部長通知)

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 8 月 25 日 20 団指第 1403 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、平成 20 年 8 月 25 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 10 日 20 団指第 2881 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、平成 20 年 12 月 10 日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 7 月 8 日 21 団指第 999 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、平成 21 年 7 月 8 日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、平成 21 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 10 月 1 日 21 団指第 2008 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日 21 団指第 3997 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 5 月 28 日 22 団指第 288 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、平成 22 年 5 月 28 日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 9 月 28 日 23 団指第 1641 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、平成 23 年 9 月 28 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 4 日 24 団指第 1222 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、平成 24 年 10 月 4 日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、平成 24 年度の利子補給金から適用する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日 24 団指第 3737 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 11 日 25 団指第 806 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、平成 25 年 7 月 11 日から施行する。

附 則(平成 25 年 10 月 1 日 25 団指第 1982 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 6 月 25 日 26 団指第 608 号福岡県農林水産部長通知)

- 1 この要領は、平成 26 年 6 月 25 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に利子補給承認が行われた農業近代化資金及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号。以下「改正法」という。）附則第 8 条第 1 項に規定する旧就農促進法第 4 条第 1 項の認定を受けた者（改正法附則第 8 条第 3 項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に利子補給承認が行われる農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日 28 団指第 309 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 9 月 28 日 29 団指第 1665 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、平成 29 年 9 月 28 日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、平成 29 年度の利子補給金から適用する。

附 則(平成 30 年 8 月 29 日 30 団指第 1270 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、平成 30 年 8 月 29 日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、平成 30 年度の利子補給金から適用する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日 31 団指第 4 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号から様式第 16 号までの改正規定は、平成 31 年 5 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 10 月 2 日 1 団指第 581 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、令和元年 10 月 2 日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、令和元年度の利子補給金から適用する。

ただし、第 2 条第 10 項第 7 号における令和元年 8 月大雨災害に係る部分については、8 月 27 日から適用する。

附 則(令和元年 11 月 22 日 1 団指第 722 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、令和元年 11 月 22 日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、令和元年度の利子補給金から適用する。

ただし、第 2 条第 10 項第 7 号における令和元年 8 月大雨災害に係る部分については 8 月 27 日から、台風 17 号災害に係る部分については 9 月 22 日から適用する。

附 則(令和 2 年 5 月 26 日 2 団指第 605 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、令和 2 年 5 月 26 日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、令和 2 年度の利子補給金から適用する。

附 則(令和 2 年 9 月 3 日 2 団指第 1635 号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、令和 2 年 9 月 3 日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、令和 2 年度の利子補給金から適用する。

附 則(令和2年11月9日2団指第2112号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、令和2年11月9日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、令和2年度の利子補給金から適用する。

ただし、第2条第10項第7号における令和2年台風10号災害に係る部分については9月6日から適用する。

附 則(令和2年12月28日2団指第2528号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、令和2年12月28日から施行する。

附 則(令和3年5月25日3団指第73号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、令和3年5月25日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、令和3年度の利子補給金から適用する。

附 則(令和3年10月7日3団指第1364号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、令和3年10月7日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、令和3年度の利子補給金から適用する。

附 則(令和4年1月7日3団指第2533号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、令和4年1月7日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、令和3年度の利子補給金から適用する。

附 則(令和4年5月18日4団指第83号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、令和4年5月18日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、令和4年度の利子補給金から適用する。

ただし、この要領による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則(令和5年4月27日5団指第139号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、令和5年4月27日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、令和5年度の利子補給金から適用する。

附 則(令和5年10月4日5団指第529号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、令和5年10月4日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、令和5年度の利子補給金から適用する。

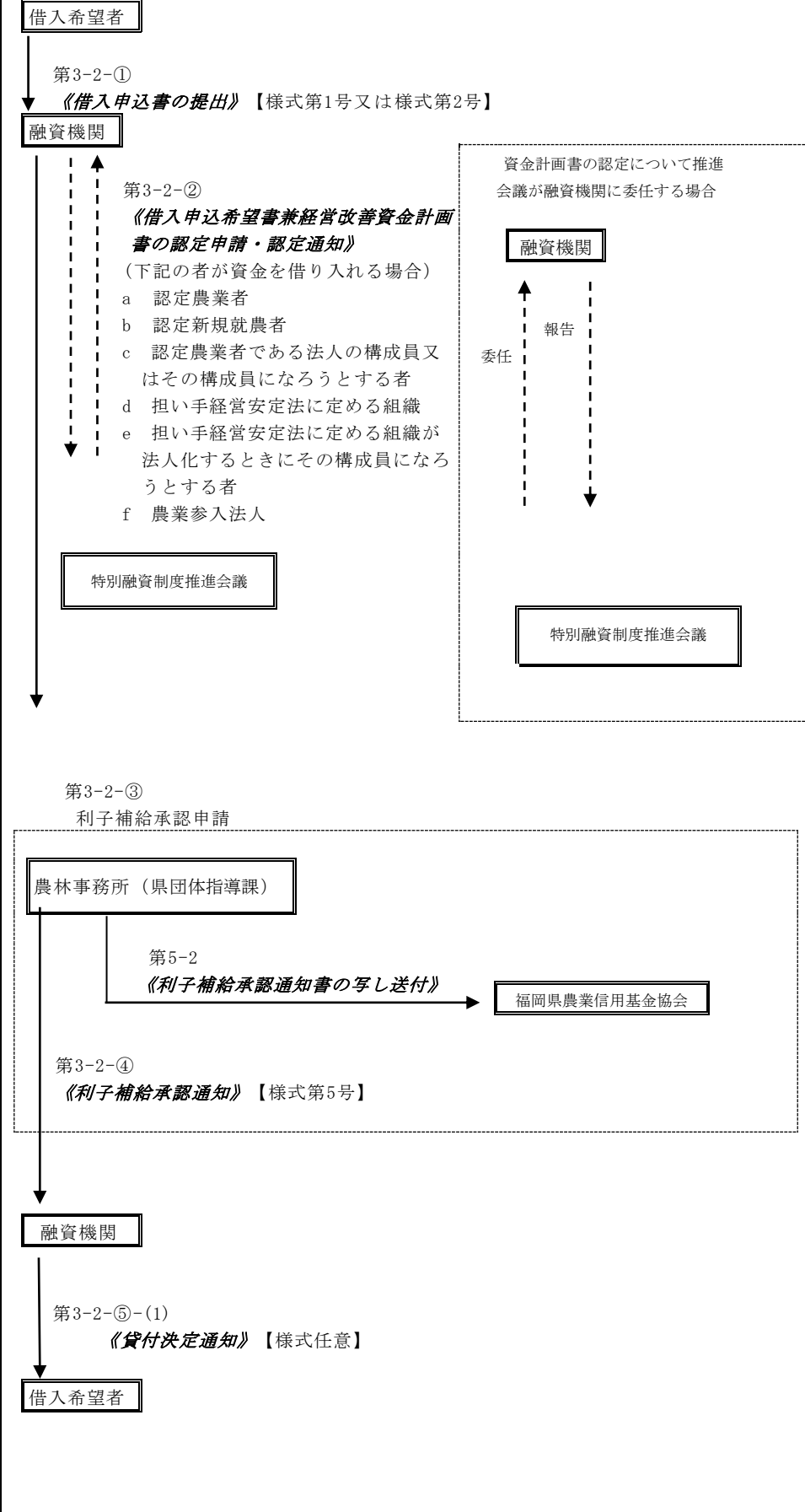
附 則(令和6年4月9日6団指第15号福岡県農林水産部長通知)

この要領は、令和6年4月9日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金事務取扱要領の規定は、令和6年度の利子補給金から適用する。

【別紙】

福岡県農業近代化資金貸付手続き

A 借入申込書の提出から貸付決定通知まで



※農業を営む者が借入申込書を融資機関へ提出するまでの手続きは、基本要領のとおり

※借入申込書(様式第1号又は様式第2号)を提出する際、借入希望者が第2の1の(1)に定めるもの以外は様式第3号を添付する

※融資機関は、借入申込書を受理してから貸付決定通知までを2ヶ月以内で行う(クイック融資を除く)

※融資機関は、基本要領に定める借入申込希望書兼経営改善資金計画書等を特別融資制度推進会議へ送付し、計画の認定を受ける。

(融資機関が、資金計画書の認定について推進会議の委任を受けている場合は、左の点線内のとおりとする)

※承認申請・承認通知の時期

- (1) 融資機関が農業協同組合の場合
 - ・ 利子補給承認申請は、農林事務所毎に毎月1回、20日頃に開催する審査会時に受け付ける
 - ・ 各月の審査会開催日時は、毎月10日頃に農林事務所から農業協同組合へ連絡する
 - ・ 利子補給承認通知は、原則的に審査会開催の翌月1日(休日の場合はその翌日)に行う

(2) 融資機関が(1)以外の場合

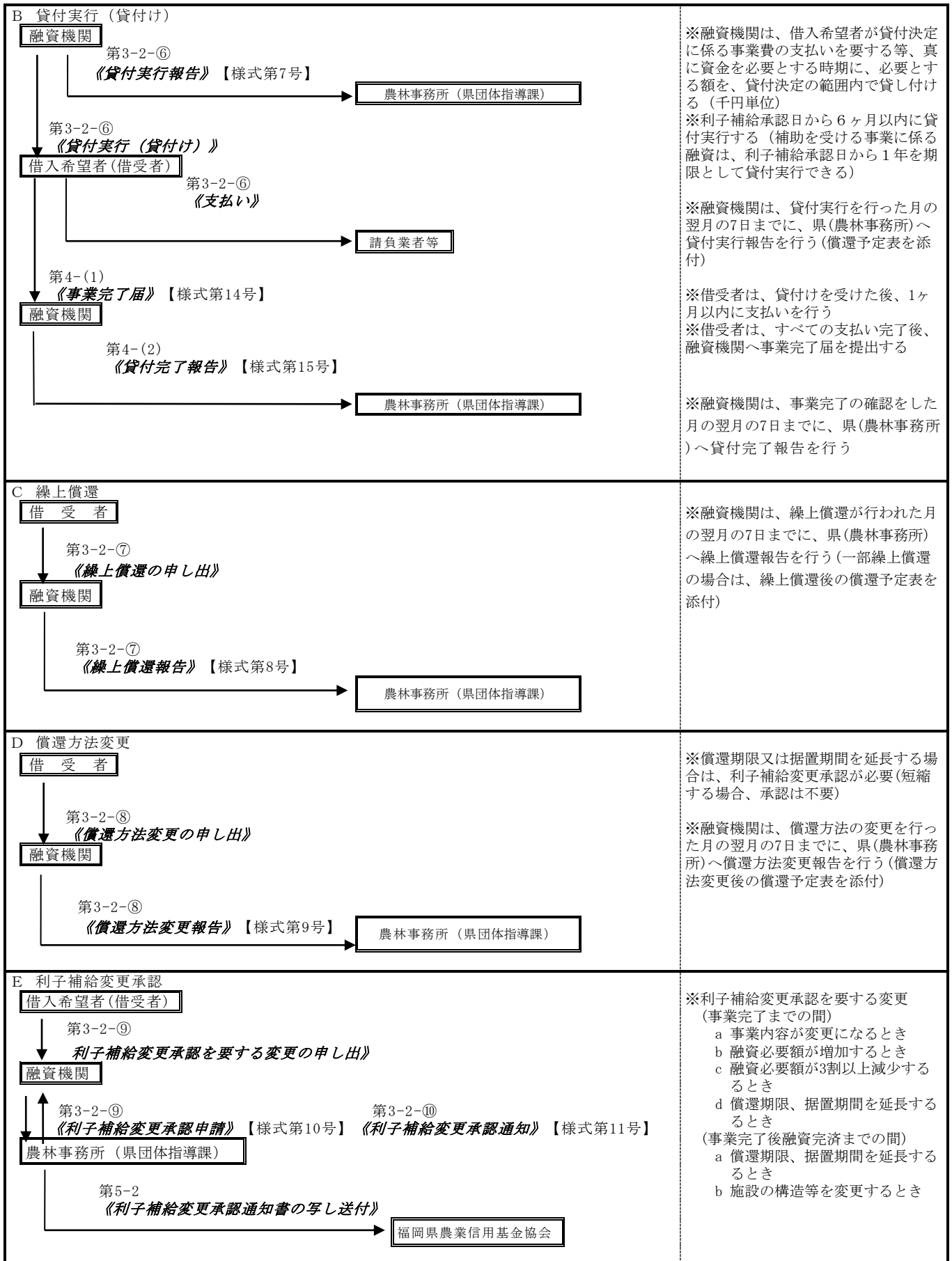
- ・ 利子補給承認申請は、随時受け付ける
- ・ 利子補給承認通知は、原則的に受付から20日以内に行う

(3) クイック融資の場合

- ・ 第3の⑬の要件を満たせば、左点線内の手続きを経ずに、貸付決定を行うことが可能

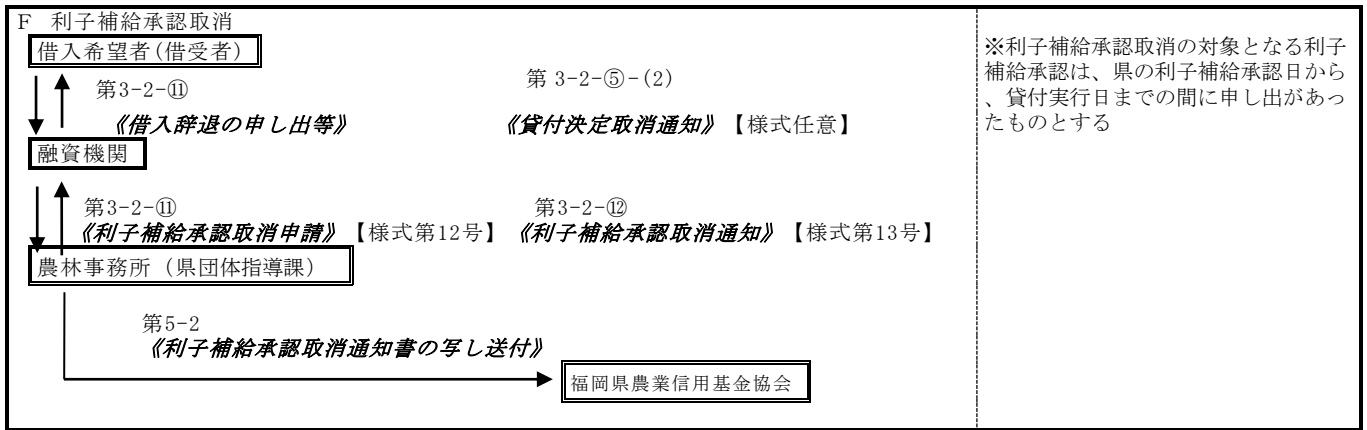
【別紙】

福岡県農業近代化資金貸付手続き



【別紙】

福岡県農業近代化資金貸付手続き



【別表1】

貸付対象者の要件

貸付対象者		貸付対象者の要件
(1) 農業・畜産業及び養蚕業を含む。√を営む者	ア 認定農業者 (7) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者 (4) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5に規定する経営改善計画の認定を受けた者 (9) 果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項に規定する果樹園経営計画の認定を受けた者	簿記帳を行っていること(簿記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。)
	イ 認定農業者である法人の構成員等 (7)7の(7)から(9)の認定を受けた法人の構成員 (4)7の(7)から(9)の認定を受けた法人の構成員になろうとする者	当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る
	ウ 認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者	
	エ 農業参入法人	原則として5年以内にアの(7)となる計画を有する農業を営む法人(経営開始後決算を2期終えていないもの)
	オ 主要農業経営者(農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者(以下「農業サービス事業者」という。)であって、個人の場合はa、b及びdに掲げる要件、法人の場合はa、b及びcに掲げる要件を満たす者を含む。)	個人 a 農業所得が総所得の過半を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上であること b 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者がいること c 60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事(農業大学校に就学している場合等を含む。)しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること d 簿記帳を行っていること(簿記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。)
		法人 a 農業に係る売上高が総売上高の過半を占めていること、又は農業粗収益が1,000万円以上であること b 常時従事者(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。)である構成員がいること c 簿記帳を行っていること(簿記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。)
カ 目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者 (7) 目標地図に位置付けられた者 (4) 継続的農地利用者	(7)に係る要件 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者(同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、認定新規就農者、担い手経営安定法に定める組織、市町村基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に定める基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者 (4)に係る要件 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者(10年後の農業経営の継続意向(経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等)及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る)	
キ 家族農業経営者 ア、ウ及びオの経営に係る家族農業経営者	家族経営協定を締結しており、その中において経営のうち一部の部門について主宰権があり、かつ、その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていること	
ク 担い手経営安定法に定める組織 (7) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、右の要件を満たすもの (4) 担い手経営安定法に定める組織が法人化するときその構成員になろうとする者(当該者が当該担い手経営安定法に定める組織組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る)	(7)に係る要件 ① 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること a 事項 (a) 団体の目的 (b) 団体の意志決定の機関及びその決定の方法 (c) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項 (d) 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法 b 基準 (a) 代表者の選任の手続を明らかにしていること (b) 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること (c) 団体の意志決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと (d) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること (e) 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと ② 一元的に経理を行っていること ③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること ④ 農用地の利用集積の目標を定めていること ⑤ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。	
ケ 担い手経営安定法に定める組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうちア及びウからカまでの者が全構成員の過半を占めるもの	前項担い手経営安定法に定める組織の貸付対象者の要件(ア)に係る要件の①をみたますもの	

【別表1】 つづき

(2) 農業協同組合	<p>a 法令違反や不祥事がないこと b 国及び都道府県の行政検査並びに農業協同組合連合会(農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。)又は会計監査人による監査で重大な指摘を受けていないこと c 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること d 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること(これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。) e 信用事業の自主ルールを尊重していること(信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。) f 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること g 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること</p>	
(3) 農業協同組合連合会	(2)に同じ	
(4) その他法人等	ア 農事組合法人	農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。
	イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会	
	ウ 土地改良区及び土地改良区連合	
	エ たばこ耕作組合	
	オ 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業(以下「農業振興事業」という。)を主たる事業として行う者	事業協同組合にあつては、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有していること、事業協同小組合にあつては、農業者がその組合の議決権の過半数を有していること、協同組合連合会にあつては、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有していること
	カ 農住組合	農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有していること
	キ 農業振興一般社団法人等 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人	農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半数を拠出していること
ク 株式会社、持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。) 農業振興事業を主たる事業として営む者	農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつてはその法人の総株主の議決権(地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半数を有していること、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半数を占めているもの	
ケ その他任意団体 (1)のケに該当するものを除く	(1)のケに同じ	

【別表2】

資金使途の内容

資金使途	資金使途の内容	貸付対象者
(1) 建構築物等造成資金	畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金(農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)	全貸付対象者
(2) 果樹等植栽育成資金	果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	全貸付対象者
(3) 家畜購入育成資金	乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	全貸付対象者
(4) 小土地改良資金	事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	全貸付対象者
(5) 長期運転資金	ア 農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。)について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金	農業(畜産業及び養蚕業を含む。)を営む者
	イ 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金	農業(畜産業及び養蚕業を含む。)を営む者
	ウ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金	農業(畜産業及び養蚕業を含む。)を営む者
	エ 品種の転換を行うのに必要な資金	農業(畜産業及び養蚕業を含む。)を営む者
	オ 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金	農業(畜産業及び養蚕業を含む。)を営む者
	カ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金	農業(畜産業及び養蚕業を含む。)を営む者
	キ 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金	農業(畜産業及び養蚕業を含む。)を営む者
	ク アからキまでに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金	農業(畜産業及び養蚕業を含む。)を営む者
(6) 農村環境整備資金	診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金	農業協同組合
	診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設(農事放送施設及び農業管理センターを含む。)、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進新施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設	農業協同組合連合会 その他法人等
(7) 大臣特認資金	ア 農村における次に掲げる施設の改良、造成又は取得に必要な資金 共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時に一体的に整備される屋内施設(屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。)	農業(畜産業及び養蚕業を含む。)を営む者
	イ 次の要件のいずれかに該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金 (7) 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法(昭和24年法律第195号)に規定する事業の実施に伴い移転するとき (イ) その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき (ロ) 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成(独自の居室を作るための改良を含む。)するとき (エ) 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良(台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であつて、都道府県知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。)をするとき	次の地域丙で農業(畜産業及び養蚕業を含む。)を営む者 a 農業振興地域 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された地域 b 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条の過疎地域 c 振興山村地域 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された地域
	ウ 新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金	イの地域丙の認定新規就農者
	エ ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設の改良、造成又は取得に要する資金 (注)養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めているものに限る	全貸付対象者

【別表3】

貸付限度額及び融資率

貸付対象者	貸付限度額	融資率
<p>(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者 ア 認定農業者 イ 認定農業者である法人の構成員等 ウ 認定新規就農者 オ 主業農業経営者 カ 目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者 キ 家族農業経営者 ク 担い手経営安定法に定める組織 ケ 農業を営む任意団体</p>	<p>《最低限度額》 A 一貸付決定あたりの最低限度額は、30万円以上</p> <p>《最高限度額》 B 次に掲げる者は、2億円以内 (a) 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人 (b) 農業経営の規模が次に掲げる者 ① 酪農経営にあつては、その常時飼養する頭数が15頭以上 ② 肉用牛経営にあつては、その常時飼養する頭数が15頭以上 ③ 養豚経営(肥育)にあつては、その常時飼養する頭数が120頭以上 ④ 養豚経営(繁殖)にあつては、その常時飼養する頭数が40頭以上 ⑤ 養鶏経営(採卵)にあつては、その常時飼養する羽数が成鶏3,000羽以上 ⑥ 養鶏経営(採肉)にあつては、その常時飼養する羽数が5,000羽以上 ⑦ 果樹園経営にあつては、その経営する樹園地の面積が1ヘクタール以上 ⑧ 施設園芸経営にあつては、その経営する施設園芸の施設の実面積が10アール以上 (c) 担い手経営安定法に定める組織、農業を営む任意団体 C Bに掲げる者以外は、1,800万円以内 D 次に掲げる貸付については、B及びCにかかわらず、次のとおりとする (a) 第2の10の(2)の(7)の利子補給率及び貸付利率の特例が適用される額は、個人の農業者にあつては、1,800万円以内、法人にあつては、3,600万円以内(認定農業者特例) (b) 第2の10の(3)の利子補給率及び貸付利率の特例が適用される額は、1,800万円以内(水田構造改革特例)</p>	<p>a (1)のアの認定農業者が、その認定に係る計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借り入れる場合(別表2において、資金使途が(7)大臣特認資金に該当するもののうち、資金使途の内容がア〜ウに該当するものを除く。)は、100分の100以内(認定農業者特例)</p> <p>b (1)のキの担い手経営安定法に定める組織が農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合(別表2において、資金使途が(7)大臣特認資金に該当するもののうち、資金使途の内容がア及びイに該当するものを除く。)は、100分の100以内(ただし、貸付額が3,600万円に達するまでに限る。)(担い手経営安定法に定める組織特例)</p> <p>c a及びbに掲げる者以外は、100分の80以内</p> <p>※国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受けた事業については、利子補給の対象としない</p>
<p>エ 農業参入法人</p>	<p>《最低限度額》 A 一貸付決定あたりの最低限度額は、30万円以上</p> <p>《最高限度額》 1億5千万円以内</p>	
<p>(2) 農業協同組合 (3) 農業協同組合連合会 (4) その他法人等 ア 農事組合法人 イ 農業協同組合中央会 ウ 農業共済組合及び農業共済組合連合会 エ 土地改良区及び土地改良区連合 オ たばこ耕作組合 カ 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会 キ 農住組合 ク 農業振興一般社団法人等 ケ 株式会社、持分会社 コ その他任意団体</p>	<p>《最低限度額》 E 一貸付決定あたりの最低限度額は、50万円以上</p> <p>《最高限度額》 F 15億円以内 (注)特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額 G Fにかかわらず、第2の10の(3)の利子補給率及び貸付利率の特例が適用される額は、1,800万円以内(水田構造改革特例)</p>	

※貸付限度額Dの(a)の認定農業者特例の対象となる貸付額は、「農業近代化資金融通措置要綱等の改正について」による廃止前の「認定農業者育成推進資金融通措置要綱」及び「認定農業者育成確保資金融通措置要綱」に定める資金の貸付残高を通算する。

【別表4】

償 還 期 限 、 据 置 期 間

貸付対象者	認定農業者		認定新規就農者		農業協同組合 農業協同組合連合会 その他法人等		そ の 他		(注) 1 表の例外中「-」は原則どおりである。 2 「認定農業者」の欄を適用する者は、認定農業者がその認定に係る計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借り入れる場合に限る。 3 「認定新規就農者」の欄を適用する者は、認定新規就農者が認定就農計画(農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。)に従って同法第14条の4第2項第3号の措置を行う場合に限る。 4 「農機具等」とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・機具をいう。 5 「畜舎、果樹柵等」とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。 6 以上の種類の資金を同時に貸し付ける場合における償還期限は、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期限とすることができる。	
	償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置		
原則	15	7	17	5	15	3	15	3		
例 外	果樹等植栽育成資金を含む場合	-	-	-	7	-	7	-	7	
	農機具等のみの場合	7	2	10	-	10	2	7	2	
	家畜購入育成資金のみの場合	7	2	10	-	7	2	7	2	
	畜舎、果樹柵等を含む場合	-	-	-	-	20	-	-	-	
	農村環境整備資金を含む場合	-	-	-	-	20	-	-	-	
小土地改良資金を含む場合	-	-	18	-	-	-	-	-		

※償還期限は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)の耐用年数等を考慮し、適切な期限を設定すること

据置期間は、原則として貸付対象事業への着手から一定の生産力に達し、収益を期待できるまでの期間を設定すること

【別表5】

償 還 方 法

区 分	償 還 方 法
貸付実行時	<p>①各年元本均等償還とする(年1回償還)</p> <p>②各回の償還額は、千円単位とし、千円未満の端数が生じないよう償還額を設定する。やむを得ず千円単位未満の端数が生じた場合については、第一回目の償還時に加算し償還するものとする</p> <p>③約定償還日は、借受者の便宜を図り生産物代金の受領期等を選ぶものとする</p>
一部繰上償還後 償還方法の変更後	<p>①償還期限、据置期間は、別表4の範囲内で、借受者の希望により定める ただし、償還期間、据置期間を延長する場合は利子補給変更承認が必要となる</p> <p>②原則的に各年元本均等償還とするが、借受者の希望により、各回の償還額が、極端に偏らなければ、均等とならなくても可とする</p> <p>③各回の償還額は、千円単位とし、千円未満の端数が生じないよう償還額を設定する。やむを得ず千円単位未満の端数が生じた場合については、直近の償還時に加算し償還するものとする</p> <p>④約定償還日は、貸付実行時と同じとする</p>

【別表6】

農業近代化資金利子補給承認基準

〔全般〕

制度の目的に対する適合性	①自立経営農家の育成又は企業の経営の助長に役立つものであること ②農業の生産性の向上と農業所得の増大に役立つものであること ③農畜産物の流通の合理化及び農村環境整備等に役立つものであること
農業振興計画に関する適合性	①県及び市町村の農業振興計画地域における事業は優先すること ②主産地形成又は農業団地形成に役立つものであること
水田農業構造改革対策事業に対する適合性	①水田農業構造改革対策事業は優先すること ②市街化区域内の事業は制度に認められた範囲内であること
借受者の経営計画等の妥当性	①経営改善資金計画の内容が借受者の経営改善を図るうえで適切なものであること ②借入申込の内容が経営改善資金計画を達成するうえで、必要なものであること ③不要不急な投資となっていないこと ④借受者の資金調達計画及び償還計画が妥当なものであり、無理なく貸付金の償還が可能であること
共同利用施設に関する基準	①農業振興に寄与し、生産性の向上に役立つものであること ②多数の組合員が利用し得る施設で組合員の利益増進に役立つものであること ③施設の位置、規模等は適切かつ効率的であること

〔個別〕

建構築物等造成資金	〔農舎等施設関係〕 ①付帯施設については、貸付対象の施設が本来の機能を発揮するために必要欠くべからざるものとする ②施設に係る敷地の取得費は当該施設に必要な最小限において事業費に含めることができる ③農舎と住宅を併設する場合には、経営の実情からそれが合理的かつ有効的であると認められる場合は、農舎にかかる部分について事業費に含めることができる 〔農機具等設備関係〕 ④米麦用乾燥機については、補助事業により大規模乾燥施設等が設置され、その受益地区に当たる場合については、原則として融資の対象としない ⑤運搬車については、原則として貨物自動車とし、特殊用途車については、その用途により融資対象とする ⑥農機具の導入に際し、下取りがある場合は、その価格を明確にするものとし、下取り価格については、自己資金に含めることができる。
果樹等植栽育成資金	①植栽費は、果樹その他の永年性植物の定植、園地整備及び樹描養成に要する経費とする ②育成費は、果樹その他の永年性植物の育成期間中の肥料代、農薬代、雇用労賃等の直接的現金経費とする
家畜購入育成資金	①購入費は、市場価格の状況を参考とする ②育成費は、家畜の育成期間中の飼料代、衛生費、種付料、雇用労賃等の直接的現金経費とする
小土地改良資金	①事業費が1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金であるが、開田については、米の生産調整に関連して融資の対象としない ②共同で施行する土地改良事業については、借入れが個々の責任において行われ、単に工事の施行が共同でなされるものであれば、全体の事業費が1,800万円を超えるものであっても貸付対象とすることができる

【様式第1号】

借入申込書兼債務保証委託申込書

年 月 日

- 農業協同組合
- 信用農業協同組合連合会
- 農林中央金庫 支店
- 銀行 店
- 信用金庫 店
- 信用協同組合 店
- 株式会社日本政策金融公庫 支店
- 農業信用基金協会

支店(所) } 御中

提出先の融資機関および保証機関にチェックを入れてください。

郵便番号 〒 _____

フリガナ _____

住 所 _____

電話番号 (自宅又は法人代表電話) () _____

電話番号 (携帯) () _____

フリガナ _____

氏 名 _____

役職 氏名 _____

生年月日又は 設立年月日 _____ 年 月 日 (歳)

[法人等の場合は、氏名欄に法人名、役職 氏名欄に代表者等の役職と氏名を記載]

資金名	借入期間		年 月 日					
借入金額	千円	うち据置期間	年 月 日					
借入金使途	第1回償還日		令和 年 月 日					
借入予定日	令和 年 月 日		最終償還日 令和 年 月 日					
利率	年 %	償還方法 (該当番号を記載)	1.元金均等 2.元利均等					
		保証料支払方法 (該当番号を記載)	1.一括払い 2.分割前取 3.分割後取					
元金の支払い	(償還回数・償還日)		(元金償還額)					
	償還回数: 年 回払い	第 1 回 ~ 第 回	¥	円				
	毎年の償還月: <input type="checkbox"/> 1月 <input type="checkbox"/> 2月 <input type="checkbox"/> 3月 <input type="checkbox"/> 4月 <input type="checkbox"/> 5月 <input type="checkbox"/> 6月 <input type="checkbox"/> 7月 <input type="checkbox"/> 8月 <input type="checkbox"/> 9月 <input type="checkbox"/> 10月 <input type="checkbox"/> 11月 <input type="checkbox"/> 12月	第 回 ~ 第 回	¥	円				
	毎回の償還日: 毎回 日	第 回 ~ 第 回	¥	円				
担保 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	所在地	地目種類	筆数	登記面積	担保種類	設定順位	所有者名(担保提供者)	
			筆	m				
			筆	m				
			筆	m				
連帯債務者 連帯保証人 担保提供者	区分 (該当番号を記載)	住所(上) 電話番号(下)	氏名又は法人名(上) 生年月日又は設立年月日(下)		申込者との関係 (口にチェック)	職業又は営業内容(上) 年収又は年商(下)		
			〒	フリガナ				
			Tel(自宅・法人代表電話)				年 月 日	
			Tel(携帯)				(歳)	万円
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	住所(上) 電話番号(下)	氏名又は法人名(上) 生年月日又は設立年月日(下)		申込者との関係 (口にチェック)	職業又は営業内容(上) 年収又は年商(下)		
			〒	フリガナ				
			Tel(自宅・法人代表電話)				年 月 日	
			Tel(携帯)				(歳)	万円
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	住所(上) 電話番号(下)	氏名又は法人名(上) 生年月日又は設立年月日(下)		申込者との関係 (口にチェック)	職業又は営業内容(上) 年収又は年商(下)		
			〒	フリガナ				
			Tel(自宅・法人代表電話)				年 月 日	
			Tel(携帯)				(歳)	万円

(記入上の注意) 国民の祝休日と1月2日、1月3日、12月31日は払込期日としないでください。[BC] - 23 -
農業近代化資金の場合、償還方法について、原則元金均等となります(融資機関に事前にご確認ください)。

【様式第2号】

借入申込書

年 月 日

- 農業協同組合
- 信用農業協同組合連合会
- 農林中央金庫 支店
- 銀行 店
- 信用金庫 店
- 信用協同組合 店
- 株式会社日本政策金融公庫 支店

支店(所) } 御中

提出先の融資機関にチェックを入れてください。

郵便番号 〒 _____

フリガナ _____

住 所 _____

電話番号 (自宅又は法人代表電話) (_____)

電話番号 (携帯) (_____)

フリガナ _____

氏 名 _____

役職 氏名 _____

生年月日又は 設立年月日 _____ 年 月 日 (歳)

[法人等の場合は、氏名欄に法人名、役職 氏名欄に代表者等の役職と氏名を記載]

資金名	借入期間		年 月 日				
借入金額	千円	うち据置期間	年 月 日				
借入金使途	第1回償還日		令和 年 月 日				
借入予定日	令和 年 月 日	最終償還日	令和 年 月 日				
利率	年 %	償還方法 (該当番号を記載)	1.元金均等 2.元利均等				
元金の支払い	(償還回数・償還日)		(元金償還額)				
	償還回数: 年 回払い		第 1 回 ~ 第 回	¥ _____ 円			
	毎年の償還月: <input type="checkbox"/> 1月 <input type="checkbox"/> 2月 <input type="checkbox"/> 3月 <input type="checkbox"/> 4月 <input type="checkbox"/> 5月 <input type="checkbox"/> 6月 <input type="checkbox"/> 7月 <input type="checkbox"/> 8月 <input type="checkbox"/> 9月 <input type="checkbox"/> 10月 <input type="checkbox"/> 11月 <input type="checkbox"/> 12月		第 回 ~ 第 回	¥ _____ 円			
毎回の償還日: 毎回 日		第 回 ~ 第 回	¥ _____ 円				
担保 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	所在地	地目種類	筆数	登記面積	担保種類	設定順位	所有者名(担保提供者)
			筆	m ²			
			筆	m ²			
連帯債務者 連帯保証人 担保提供者	区分 (該当番号を記載)	住所(上) 電話番号(下)	氏名又は法人名(上) 生年月日又は設立年月日(下)		申込者との関係 (口にチェック)	職業又は営業内容(上) 年収又は年商(下)	
			〒 _____	フリガナ _____			
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	TEL(自宅・法人代表電話)	_____ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親子 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他	万円		
		TEL(携帯)	(_____ 歳)				
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒 _____	フリガナ _____	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親子 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他	万円		
		TEL(自宅・法人代表電話)	_____ 年 月 日				
	TEL(携帯)	(_____ 歳)					
	1.連帯債務者 2.連帯保証人 3.担保提供者	〒 _____	フリガナ _____	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親子 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他	万円		
		TEL(自宅・法人代表電話)	_____ 年 月 日				
TEL(携帯)	(_____ 歳)						

(記入上の注意) 国民の祝休日と1月2日、1月3日、12月31日は払込期日としないでください。
農業近代化資金の場合、償還方法について、原則元金均等となります(融資機関に事前にご確認ください)。

【様式第3号】

団 体 の 概 要

団 体 の 名 称		設 立 の 根 拠 法				
主たる事業所の 所在地		構 成 員 数				
事 業 概 要						
設 立 時 期						
代 表 者 及 び 役 員 名	役 職 名	フリガナ 氏 名	性 別	住 所	生 年 月 日	備 考
資 産 の 概 要						
参 考 事 項						

(添附書類)

- (1) 定款、規約またはこれに準ずるもの。
- (2) 最近年度の業務報告書またはこれに準ずるもの。
- (3) 最近時の試算表またはこれに準ずるもの
- (4) その他の事業ごとに必要とする書面(例えば農業倉庫においては、販売事業および倉庫事業の年間収支の実績および収支予想、設計書、建築許可書など)
- (5) 任意団体の場合で、貸付金の償還を会員からの負担金等で行うことを予定している場合は、各会員の年間収支の実績および収支予想またはこれに準ずるもの。

【様式第4号】

農業近代化資金利子補給承認申請書

年 月 日

福岡県知事殿

融資機関名
代表者名

下記のとおり農業近代化資金の貸付けについて、利子補給を受けたいので申請します。

貸付の相手方	対象者 区分	資金種類		総事業費 (千円)	貸付予定額 (千円)	貸付実行予定 日 (A)	予 貸 利 率	予 定 利 子 補 給 率	認定農 業者の 特例	約定償還 日	第1回目償還・(A)から の期間		最終回償還・(A)からの 期間		基金協会 債務保証	備 考
		号	使 途								償 還 日	据置期間	償 還 日	償還期間		
						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	

【様式第4号 記入上の注意点】

- (1) 貸付の相手方
借入申込書に記載された、氏名又は団体名を記入すること
- (2) 対象者区分

貸付対象者		コード	
個人施設	農業を営む者	目標地区に位置付けられた者及び継続的農地利用者	10
		認定農業者	11
		認定農業者である法人の構成員	12
		認定新規就農者	13
		主業農業経営者（個人）	14
		主業農業経営者（法人）	15
		家族農業経営者	16
		農業を営む任意団体(担い手経営安定法に定める組織を除く)	17
		担い手経営安定法に定める組織	18
		農業参入法人	19
共同利用施設	農業協同組合	農業協同組合	20
		農業協同組合連合会	30
	その他法人等	農事組合法人	41
		存続中央会	42
		農業共済組合及び農業共済組合連合会	43
		土地改良区及び土地改良区連合	44
		たばこ耕作組合	45
		農住組合	46
		農業振興一般社団法人等	47
		株式会社、持分会社	48
その他任意団体	49		
事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会	50		

(3) 資金種類

- (a) 号
- (b) 資金使途
「農舎」、「トラクター」、「コンバイン」等具体的な資金使途を記入すること
- (4) 総事業費
融資の対象となる総事業費を記入すること（千円単位）
- (5) 貸付予定額
融資を行おうとする予定額を記入すること（千円単位）
※ 貸付予定額 ≤ 総事業費 × 融資率
- (6) 貸付実行予定日
貸付実行を行おうとする予定日を記入すること
- (7) 予定貸付利率、予定利子補給率
申請を行う日現在の貸付利率及び利子補給率を記入すること
- (8) 認定農業者の特例
認定農業者に係る貸付利率及び融資率の特例に該当する場合は、「○」を記入する
- (9) 約定償還日
約定償還日を記入する(年1回)
- (10) 第1回目償還
 - (a) 償還日
第1回目の償還予定日を記入すること
 - (b) 据置期間
貸付実行予定日から第1回目償還日までの年数(1年未満切り捨て)を記入すること
※制度上の据置期間を超えないこと
- (11) 最終回償還
 - (a) 償還日
償還の終了予定日を記入すること
 - (b) 償還期間
貸付実行予定日から最終償還日までの年数(1年未満切り上げ)を記入すること
※制度上の償還期限を超えないこと
- (12) 基金協会債務保証
福岡県農業信用基金協会による債務保証を予定している場合は「有」と記入すること
- (13) 重点資金の特例の適用を受けようとする場合は、備考欄に「重点」と記入すること
- (14) 水田構造改革対策の特例の適用を受けようとする場合は、備考欄に「水田」と記入すること
- (15) 担い手経営安定法に定める組織の特例の適用を受けようとする場合は、備考欄に「担い手特例」と記入すること

資金使途	コード
建構築物造成資金(農舎等施設関係)	11
建構築物造成資金(農機具等設備関係)	12
果樹等植栽育成資金	20
家畜購入育成資金	30
小土地改良資金	40
長期運転資金	50
農村環境整備資金	60
大臣特認資金	70
セット(上記2種類以上の組み合わせ)	80

【様式第4号の2】

水田農業構造改革対策の特例の適用対象者等確認調書

年 月 日

福岡県知事 殿

融資機関名

年度 月期の農業近代化資金利子補給承認申請者のうち、福岡県農業近代化資金利子補給規程（ 年 月福岡県告示第 号）第2条に規定する水田農業構造改革対策資金の貸付対象者として確認願います。

記

1 助成対象者

支 所	氏 名	年 齢	種 類	市町村の確認
				該 当 該当予定 非該当
				該 当 該当予定 非該当
				該 当 該当予定 非該当
				該 当 該当予定 非該当
				該 当 該当予定 非該当

2 ブロックローテーション実施農業者

支 所	氏 名	年 齢	B. R 実施所在地	地 目	面 積	市町村の確認
						地区内 地区外
						地区内 地区外
						地区内 地区外
						地区内 地区外

上記の申請内容について当市町村は、上記右欄の通り確認いたします。

市町村長名

印

【様式第5号】

農業近代化資金利子補給承認通知書

年 月 日

融 資 機 関 の 長 殿

福 岡 県 知 事 印

先に申請のあった、農業近代化資金の貸付けについて、下記のとおり承認したので通知します。

承認 不承認	承認番号	資金 区分	貸付の相手方	対象者 区分	資金種類		総事業費 (千円)	利子補給承認額 (千円)	貸付実行予定日 (A)	承貸利率	承認利率	認定農業者の特例	約定償還日	第1回目償還・(A)からの期間		最終回償還・(A)からの期間		基金協会債務保証	備考
					号	使 途								償還日	据置期間	償還日	償還期間		
承・不									年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
承・不									年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
承・不									年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
承・不									年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
承・不									年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
承・不									年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
承・不									年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
承・不									年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
承・不									年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
承・不									年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	

【様式第5号 記入上の注意点】

(1) 承認番号

次のとおり、年度毎の一連番号を記入すること

団体指導課 0001～

福岡農林事務所 1001～

朝倉農林事務所 2001～

八幡農林事務所 3001～

飯塚農林事務所 5001～

筑後農林事務所 6001～

行橋農林事務所 8001～

(2) 資金区分

資 金 区 分	コード
認定農業者の特例適用分	25
水田農業構造改革対策資金	23
園芸農業者の特例（認定農業者）	28
園芸農業者の特例（一般）	29
減農薬・減化学肥料の特例（認定農業者）	38
減農薬・減化学肥料の特例（一般）	39
バイオマスの特例（認定農業者）	48
バイオマスの特例（一般）	49
家畜排泄物の特例（認定農業者）	58
家畜排泄物の特例（一般）	59
畜産振興の特例（認定農業者）	68
畜産振興の特例（一般）	69
小土地改良資金	30
小土地改良資金(水田農業構造改革対策資金)	36
一 般(上記以外)	10

(3) 利子補給承認額（千円単位）

審査の結果、承認することとした額を記入する

(4) 承認貸付利率、承認利子補給率

承認を行う日現在の貸付利率及び利子補給率を記入すること

(5) その他の欄は、申請書の内容を記入すること

(6) 担い手経営安定法に定める組織の特例を適用する場合は、備考欄に“担い手特例”と記入すること

【様式第6号】

年 月 日

農林水産大臣 殿

融資機関名
代表者名

農業近代化資金融通法第2条第3項第1号の規定による承認申請書

農業近代化資金融通法第2条第3項第1号の規定による一農業者等に係る貸付金の合計額について、下記のとおり承認されたく申請いたします。

記

1 承認を受けようとする貸付金の合計額 千円

既貸付金の残高	千円
承認を受けた貸付未実行額	千円
別途申請中の貸付予定額	千円
今回の申請に係る貸付予定額	千円
合計額	千円

- 2 貸付の相手方
- 3 貸付限度額特認申請の理由
- 4 貸付対象事業の内容
- 5 貸付対象事業費及び資金調達計画

事業費 ①	農業近代化資金 ②	自己資金	補助金 ③	融資率 ②/①
千円	千円	千円	千円	%

6 事業実施期間

着工	年 月 日	竣工	年 月 日
----	-------	----	-------

- 7 設置場所
- 8 事業効果
- 9 償還期限及び据置期間
- 10 債権保全措置
- 11 その他

【様式第9号】

農業近代化資金償還方法変更報告書

年 月 日

福岡県知事殿

融資機関名
代表者名

下記のとおり農業近代化資金の償還方法を変更したので、別添のとおり償還予定表を添付のうえ報告します。

(単位：千円)

年度	承認番号	利子補給承認額	貸付実行額	貸付実行日	承認区分	変更内容
					要・不要	
					要・不要	
					要・不要	
					要・不要	
					要・不要	
					要・不要	
					要・不要	
					要・不要	
					要・不要	
					要・不要	
					要・不要	
					要・不要	
					要・不要	
					要・不要	
					要・不要	

【様式第10号】

農業近代化資金利子補給変更承認申請書

年 月 日

福岡県知事殿

融資機関名
代表者名

先に承認を受けた農業近代化資金について、変更の承認を受けたいので申請します。

年度	承認番号	区分	貸付の相手方	対象者区分	資金種類		総事業費 (千円)	利子補給承認額 【貸付実行額】 (千円)	貸付実行予定日 【貸付実行日】 (A)	貸付利率	利子補給率	認定農業者の特例	約定償還日	第1回目償還・(A)からの期間		最終回償還・(A)からの期間		基金協会債務保証	備考
					号	使 途								償還日	据置期間	償還日	償還期間		
		変更後							年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
		変更前							年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
		変更後							年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
		変更前							年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
		変更後							年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
		変更前							年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
		変更後							年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
		変更前							年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
		変更後							年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
		変更前							年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
		変更後							年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
		変更前							年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
		変更後							年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	
		変更前							年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無	

【様式第11号】

農業近代化資金利子補給変更承認通知書

年 月 日

融 資 機 関 の 長 殿

福 岡 県 知 事 印

先に申請のあった、農業近代化資金の変更について、下記のとおり承認したので通知します。

承認・不承認	年度	承認番号	区分	貸付の相手方	対象者区分	資金種類		総事業費 (千円)	利子補給承認額 (千円)	貸付実行予定日 【貸付実行日】 (A)	貸付利率	利子補給率	認定農業者の特例	約定償還日	第1回目償還・(A)からの期間		最終回償還・(A)からの期間		基金協会債務保証	備考
						号	使 途								償還日	据置期間	償還日	償還期間		
承・不			変更後						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無		
			変更前						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無		
承・不			変更後						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無		
			変更前						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無		
承・不			変更後						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無		
			変更前						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無		
承・不			変更後						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無		
			変更前						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無		
承・不			変更後						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無		
			変更前						年 月 日			有・無	月 日	年 月 日	年	年 月 日	年	有・無		

【様式第12号】

農業近代化資金利子補給承認取消申請書

年 月 日

福岡県知事殿

融資機関名
代表者名

さきに利子補給承認を受けた農業近代化資金については、下記により承認取消を願います。

記

1. 既承認内容

承認年月日	年月日
承認番号	
承認の相手方	
利子補給承認額	千円

2. 承認取消申請の理由

【様式第13号】

農業近代化資金利子補給承認取消通知書

番 号
年 月 日

融資機関の長 殿

福岡県知事 印

さきに承認した農業近代化資金の利子補給については、下記のとおりその承認を取り消しましたので通知します。

記

1. 承認内容

承認日	承認番号	貸付の相手方	利子補給承認額
年 月 日			円

2. 承認取消の理由

【様式第14号】

農業近代化資金融資対象事業完了届

年 月 日

融 資 機 関 御 中

郵便番号 □□□-□□□□

住 所

電話番号 ()

フリガナ

氏 名

生年月日 [年 月 日生(歳)]

[法人等の場合は、名称及び代表者氏名]

先に融資を受けた、農業近代化資金について、支払いがすべて完了しましたので届けます。

(単位：千円)

借受額 合計	借受額	借受日	支払額			支払日	支 払 先
			近代化資金	補助金	自己資金		

【様式第15号】

農業近代化資金貸付完了報告書

年 月 日

福岡県知事殿

融資機関名
代表者名

先に利子補給承認を受けた、農業近代化資金について、下記のとおり貸付事業をすべて完了しましたので報告します。

【利子補給承認】

(単位：千円)

年 度		承認番号		貸付の相手方	
利子補給承認年月日			承認額		
利子補給変更承認年月日			変更承認額		

【貸付実行】

(単位：千円)

貸付実行額		貸付実行日	
貸付額合計			
貸付額①		貸付日①	
貸付額②		貸付日②	
貸付額③		貸付日③	
貸付額④		貸付日④	
貸付額⑤		貸付日⑤	
未貸付繰上償還		手続日	

【完了確認】

(単位：千円)

完了届提出年月日		完了確認年月日	
総事業実績額			
農業近代化資金		補助金	
自己資金			
融 資 率			
支払額合計			
支払額①		支払日①	支払先
支払額②		支払日②	支払先
支払額③		支払日③	支払先
支払額④		支払日④	支払先
支払額⑤		支払日⑤	支払先

【様式第16号】

農業近代化資金利子補給承認前着手届

年 月 日

福岡県知事殿

郵便番号 □□□-□□□□

住 所

電話番号 ()

フリガナ

氏 名

生年月日 [年 月 日生(歳)]

[法人等の場合は、名称及び代表者氏名]

下記のとおり、農業近代化資金の借入れを予定していますが、利子補給承認前に着手したいのでお届けします。

なお、県における審査の結果、利子補給不承認となってもいっさい異議は申し立てません。

(単位：千円)

資 金 種 類	号 (資金使途)
総 事 業 費	
借 入 申 込 額	
着 手 予 定 日	
借入申込書提出予定日	
利子補給承認前着手 の 理 由	

※融資機関記入欄

簡 易 審 査 結 果	貸付対象者の要件	(近代化資金の貸付対象者に) 該 当 ・ 非該当
	資 金 使 途	(近代化資金の資金使途に) 該 当 ・ 非該当
	貸 付 限 度 額	(近代化資金の貸付限度額 の) 範 囲 内 ・ 超 過
	融 資 率	(近代化資金の融 資 率 の) 範 囲 内 ・ 超 過
融 資 機 関 の 意 見		
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">融資機関名</p>		

【様式第16号の2】

農業近代化資金利子補給申請前着手済届

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

住 所

氏 名

[法人等の場合は、名称及び代表者氏名]

別添借入申込書のとおり、農業近代化資金の借入れを予定していますが、下記のとおり利子補給申請前に着手したのでお届けします。

なお、県における審査の結果、利子補給不承認となってもいっさい異議は申し立てません。

着 手 日	年 月 日
利子補給申請前着手済の理由	
資金調達(予定)状況	<input type="checkbox"/> 自己資金 (円) <input type="checkbox"/> 借入 (円) <input type="checkbox"/> その他 [] (円) <u>※該当箇所にチェックを入れてください。</u>
添付書類	<p>以下のとおり、着手したことが分かる書類を添付します。</p> <input type="checkbox"/> 着手したことが分かる写真等 <input type="checkbox"/> 発注書 <input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 借入がある場合は、借入額が分かる書類 <input type="checkbox"/> その他着手したことが分かる書類 [] <u>※添付書類にチェックを入れてください。</u>

【様式第17号の1】

年度 期農業近代化資金利子補給金交付申請書

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

住所
融資機関名
代表者名
(記名押印又は署名)

福岡県農業近代化資金利子補給規程に基づき融資した貸付金について、 年 月 日から同年 月 日までの期間に係る利子補給金 円の交付を申請します。

1 融資実績

期首融資残高 (A)	期中実貸付額 (B)	留保解除額 (C)	約定償還額 (D)	繰上償還額 (E)	期末融資残高 (F) (A)+(B)+(C)-(D)-(E)
円	円	円	円	円	円

【様式第17号の2】

(融資残高移動総括)

	期首融資残高		払出額		償還額			延滞及び留保		期末融資残高
	期首	期末	期中実貸付額	留保解除額	約定償還額	繰上償還額 ・繰上償還未払 ・貸付留保未払 ・繰上償還額 ・繰上償還停止 分回収額	延滞回収額	・延滞発生額 ・利子補給停止 分発生額	貸付実行時留 保額	
利子補給 対象	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同延滞があるもの										
今期約定償還分について期末時点 で延滞がないもの(実回収分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延滞残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸付留保残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利子補給停止残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(※期中回収額＝約定償還額(実回収分)＋繰上償還等＋延滞回収＝ 0)

(延滞残高内訳)

	内訳		期末 延滞残高
	期中増減額	減少額	
期首	0	0	0
承認年度 承認番号			
最終約定日 延滞残高			
計	0	0	0

(貸付留保残高内訳)

	内訳		期末 留保残高
	期中増減額	減少額	
期首	0	0	0
承認年度 承認番号			
最終約定日 留保残高			
計	0	0	0

(利子補給停止残高内訳)

	内訳		期末 停止残高
	期中増減額	減少額	
期首	0	0	0
承認年度 承認番号			
最終約定日 停止残高			
計	0	0	0

【様式第18号】

融資機関役員名簿

融資機関名

役職名	フリガナ 氏名	性別	住 所	生年月日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日
		男・女		年 月 日

(注) 役員全員を記載すること。